

◎新潟県告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新発田市の豊浦郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成31年4月12日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事 新発田市佐々木1942番地 後藤 和巳

〃 新潟市北区太田2843番地 本間 藤雄

就任年月日 平成31年4月1日